

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>			<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定機能病院における初診時負担額	他の保険医療機関等からの紹介状なしで初診を受診した場合	<u>8,800</u>	特定機能病院における初診時負担額	他の保険医療機関等からの紹介状なしで初診を受診した場合	<u>5,500</u>
	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	<u>(8,000)</u>		消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	<u>(5,000)</u>
特定機能病院における再診	当院が逆紹介を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合又は病状が安定している場合やその他の事由で当院が他の病院又は診療所に紹介することが適当と認め逆紹介を行う旨の申し出	<u>3,300</u>	特定機能病院における再診	当院が他の病院（一般病床の数が500床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合	<u>2,750</u>

再診時負担額 (略)	を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。 (略)	<u>(3,000)</u> (略)	時負担額 (略)	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。 (略)	<u>(2,500)</u> (略)
<p align="center">(略)</p> <p>【改正理由】 令和4年度診療報酬改定において、初診時・再診時の選定療養費（紹介状なしで受診する患者等から徴収する「特別の料金」）の定額負担の額が見直され、引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p>			<p align="center">(略)</p>		